

75歳以上の方等に、新しい保険証 (後期高齢者医療被保険者証)を送付します。

老人医療受給者証をお持ちの方に、新しい保険証(後期高齢者医療被保険者証)を3月中に送付します。

対象者(被保険者) 75歳以上の方(及び65歳以上で一定の障害があり認定を受けた方)

平成20年3月まで

老人保健制度

75歳以上の国保被保険者
75歳以上の会社の健康保険、共済組合、船員保険などの被保険者および被扶養者
65歳以上で一定の障害があり認定を受けた方

平成20年4月から

後期高齢者医療制度

老人保健制度において、それぞれの被保険者等であった方々は、すべて一律に後期高齢者医療制度の被保険者となります

手続きは必要ありません。

老人保健制度で障害認定を受けている方は、認定の取り下げ申請をすることができます。

病院の窓口で提示するもの

平成20年3月まで

老人医療
受給者証



被保険者証

保険証

老人医療受給者証 (国保、社保、共済など)

平成20年4月から

後期高齢者医療
被保険者証

後期高齢者医療被保険者証

老人医療受給者証はなくなります。
名刺サイズのカード方式です。

後期高齢者医療制度とは

- 75歳以上の方(一定以上の障害のある方は65歳以上)が対象となる、老人保健制度に替わる新しい制度です。
- 平成20年4月1日から開始されます。
- 医療費の負担割合は、現在の老人保健制度と同様に、一般の方は1割、現役並み所得者は3割です。
- 申請やお届け等の窓口事務はお住まいの市町で行い、制度の運営を広域連合が行います。
- 保険料の納付は、原則として年金天引きとなります。(年金額が年額18万円未満の方等を除く)
 - ・ これまで加入されていた国民健康保険や社会保険などから移行することになりますので、これらの医療保険で負担していた保険料に代わり、後期高齢者医療制度の保険料を納めます。
 - ・ 社会保険などの被扶養者としてこれまで保険料を払っていなかった方には、一定期間猶予・軽減措置があります。

65歳から74歳の老人医療受給者の皆様へ

～認定の取り下げ申請も可能です～

現在、国民健康保険や被用者保険(健康保険組合等)などの医療保険に加入しながら、老人保健制度で医療を受けている方は、平成20年4月からはそれらを脱退し、新制度に移行することとなります。

ただし、65歳から74歳までの方で、現在老人医療の受給者となっている方(本人の申請に基づき、現在老人医療受給者証をお持ちの方)は、本人からの取り下げの申し出により、後期高齢者医療に移らず、今ご加入の医療保険にそのまま加入することも可能です。その場合は、対馬市保険課または各支所の担当窓口で手続きをお願いします。

なお、後期高齢者医療に移った後も75歳到達までは取り下げをすることができます。また、一度取り下げしても、再度、障害認定申請を行うことも可能です。

【問い合わせ】対馬市保険課国保老人保健班 0920(58)1118(内線157・158)
長崎県後期高齢者医療広域連合 095(816)3930